

再生医療等を受けることの同意説明書

再生医療等名称：自己脂肪由来幹細胞を用いた糖尿病の症状の改善治療

この同意説明文書は、患者様に再生医療等の内容を正しく理解していただき、患者様の自由な意思に基づいて再生医療等を受けるかどうかを判断していただくためのものです

この同意説明書をよくお読みいただき、ご不明な点があれば、どんなことでも気軽にご質問ください。

担当医師からの説明をお聞きいただいた後、十分に考えてから再生医療等を受けるかどうかを決めてください。

1. 再生医療等の名称、厚生労働省への届出について

本治療法は「自己脂肪由来幹細胞を用いた糖尿病の症状の改善治療」という名称で、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣に「再生医療等提供計画」を提出しています。

2. 提供医療機関等に関する情報について

医療機関名：医療法人京華会 CLINICA BellaForma

医療機関の管理者：院長 佐藤 英明

再生医療等の実施責任者：佐藤 英明

再生医療を実施する医師：佐藤 英明、山口 修司、青木 宏信、賀来 晨宏、辻阪 安声、
天野 方一、関根(上塘) 彩子、王 云驄

3. 再生医療等の目的及び内容について

糖尿病は、血糖値を下げる働きを持つインスリンを生成する膵島β細胞が破壊されたり、インスリンを生成する能力が低下し、血糖値が上昇することにより発症する疾患です。

本治療は、患者様自身の脂肪から採取した幹細胞（脂肪由来幹細胞）を静脈注射（点滴）により投与することにより、膵島β細胞の修復または機能の回復、糖尿病に伴う炎症の抑制により糖尿病の症状を改善することを目的とした治療法です。

本治療では、糖尿病の患者様を対象に、患者様本人の脂肪から幹細胞を分離して培養することにより必要な細胞数になるまで増やし、静脈注射（点滴）により投与いたします。

4. 再生医療を受ける者として選定された理由

本治療法では、再生医療を受ける患者様が、下記の基準を満たしていると医師が判断いたします。

【選択基準】

- ・糖尿病と診断されている患者
- ・年齢：20歳から80歳
- ・再生医療等を行う医師の診断により、本治療の実施が適当であると判断された者を本治療の対象とする。

※81歳以上の場合は、実施責任医師が「再生医療等を受ける者の利益として、当該再生医療等の有効性が安全性におけるリスクを上回ることが十分予測される」と判断した場合は治療を行う。

【除外基準】

以下に該当する者は本治療の対象外とする。

- ・脂肪採取時に使用する麻酔薬または特定細胞加工物の製造工程で使用する物質に対する過敏症、アレルギー症状を起こした経験がある者
- ・感染症（HBs 抗原、HCV 抗原・抗体、HIV 抗原・抗体、HTLV-1 抗原・抗体、梅毒、パルボウイルス B19（ただし、医師が必要と認める場合に限る））が陽性の者

その他、治療を受ける者の健康状態、身体的条件を考慮し、本治療を提供する医師が治療の可否を判断する。

5. 再生医療等に用いる細胞について

本再生医療等には、患者様より採取した脂肪組織から分離された脂肪由来幹細胞を使用します。幹細胞の採取は、主に腹部から行います。局所麻酔下で必要量の脂肪組織を採取します。採取された脂肪組織は、細胞加工施設に送られ、幹細胞を脂肪組織から選択的に取り出し、無菌環境下の細胞培養装置に移され、幹細胞専用の培養液を用いて培養されます。本培養液は海外で製造されたものであり、日本の血液成分に関する基準に基づく確認を行っていませんが、感染症等に関する安全性確認を行った上で使用し、製造工程において適切に管理されています。本治療で使用する細胞は、製造後に安全性と品質を確認するため、無菌試験（細菌やカビ等の混入がないことを確認する検査）などの最終品質検査を実施します。しかし、無菌試験の結果が確定するまでには通常、数日～数週間を要することがあり、治療を適切な時期に実施するためには、検査結果が間に合わない場合があります。そのため、本治療では、最終的な無菌試験の結果が判明する前に、「製造工程中の管理状況」「製造途中で実施した迅速な微生物検査（簡易判定）」「その他の品質管理データ」を総合的に評価し、投与の可否を判断いたします。万が一、投与後に実施した最終無菌試験などで問題が確認された場合には、医療チームがただちに状況を評価し、必要な対策（経過観察、追加検査、必要に応じた治療など）を講じるとともに、患者様へ速やかに説明いたします。

6. 再生医療等を受けていただくことによる利益（効果など）、不利益（危険など）について

本治療を受けた頂くことにより以下の利益・不利益が想定されます。

<利益（効果など）>

本治療では、脂肪由来幹細胞を点滴投与することにより、脂肪由来幹細胞が持つ膵島β細胞機能の促進、末梢組織のインスリン抵抗性の改善、および肝臓のグルコース代謝の調節を通じて糖尿病の症状を軽減する可能性があります。また、膵島機能の回復と膵島β細胞の増加を促進させ、自己組織を再生させる根本的治療としての効果により糖尿病の数値を改善し、悪化を防ぎ、将来の糖尿病の症状を軽減する可能性があります。

<不利益（危険など）>

幹細胞投与については、拒絶反応の心配はありませんが、まれに投与後に嘔吐、頭痛、注射部位の痛

みなどの副作用が出たりすることがあります。これは一過性の症状となりいずれも軽微で自然に治癒しています。

また、特別な処置が必要となる、あるいは後遺症が残るといったような重篤な副作用、健康被害は報告されていません。本治療との因果関係は分かりませんが、過去に一例の肺塞栓症が報告されています。治療効果には個人差があり、効果が見込めない場合もあります。

7. 再生医療等の治療の拒否について

患者様は、本治療を受けることを強制されることはありません。説明を受けた上で、本治療を受けるべきでないと判断した場合は、本治療を受けることを拒否することができます。

8. 同意の撤回について

患者様は、本治療を受けることについて同意した場合でも、治療を受ける前であればいつでも同意を撤回することができます。

9. 再生医療等の治療を拒否、同意の撤回をした場合の扱いについて

患者様は、説明を受けた上で本治療を受けることを拒否または、本治療を受けることを同意した後、同意を撤回した場合であっても、今後の診療・治療等において不利益な扱いを受けることはありません。

10. 個人情報の保護について

本治療を行う際に患者様から取得した個人情報は、当院が定める個人情報取扱実施規程に従い適切に管理、保護されます。

11. 細胞などの保管及び廃棄の方法について

本治療の実施が原因となる可能性がある疾患等が発生した場合の原因究明のため、患者様の脂肪組織を加工した細胞加工物の一部は、投与後、6か月間、-80℃以下で保存します。

保存期間終了後には、医療廃棄物として処理業者に委託することにより廃棄します。

12. 苦情及びお問い合わせの体制について

当院では、以下のとおり本治療法に関する苦情及びお問い合わせの窓口を設置しています。窓口での受付後、治療を行う医師、管理者（院長）へと報告して対応させていただきます。

再生医療事務局

電話番号：0120-140-220

13. 費用について

本治療は保険適用外であるため、治療にかかる費用全額をご自分でご負担いただきます。その他、本治療を受けるために必要となった旅費、交通費などの全ての費用もご自分でご負担いただきます。

本治療にかかる費用は1回¥3,300,000円（税込）となっております。

同意を撤回された場合など、同意を撤回される時点までに発生した費用（診察料、検査費、脂肪採取

費、輸送費、加工費等)については、ご負担いただきますのでご了承ください。

1 4. 他の治療法の有無、本治療法との比較について

糖尿病の治療法は症状によっても異なります。何らかの原因によりインスリンを分泌する膵島β細胞が破壊されることにより発症するI型糖尿病の場合は、インスリン注射が主な治療法となります。しかしながら、インスリン注射は定期的に継続して行う必要があり、患者様にとって負担の大きな治療法です。さらに、インスリン注射では症状は一時的には改善するものの、破壊された膵島β細胞を修復することはできず糖尿病を根治することはできません。肥満や生活習慣に原因があるII型糖尿病の場合は食事療法や運動療法による生活習慣の改善、血糖値を下げる薬剤やインスリンの分泌を増加させる薬剤を服用する薬剤療法、症状によってはインスリン注射による治療法があります。しかしながら、これらの治療法は糖尿病の症状の進行を抑える効果は期待できるものの、根本的な原因を解決する治療法ではありません。

一方で、本治療法では、糖尿病により損傷や機能不全が見られる膵島β細胞を修復、機能回復する効果や、脂肪由来幹細胞から分泌される炎症を抑制する物質の働きにより糖尿病に伴う炎症を抑制する効果により、糖尿病の症状を根本的に改善できる可能性があります。

1 5. 健康被害に対する補償について

当院では、再生医療等安全性確保法に基づき、治療に伴う健康被害に備えた補償制度を整備しております。

具体的には、必要に応じて医療機関加入の保険により、治療に関連した健康被害（合併症、感染症、手技ミスなど）に対して補償を行います。

美容目的やエビデンスが限定される治療は、補償対象外となる場合があります。その場合でも、当院は必要な医療的処置を行います。

万が一、本治療に関連して健康被害が発生した場合には、直ちに当院までご連絡ください。

当院は、発生した健康被害の状況を確認し、適切な医療処置および補償制度の範囲内での対応を行います。

1 6. 再生医療等の審査を行う認定再生医療等委員会の情報、審査事項について

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」により、再生医療等提供計画は厚生労働大臣への提出前に「認定再生医療等委員会」による審査を受ける必要があります。当院では、本治療に関する再生医療等提供計画について、以下のとおり審査を受けています。

審査を行った認定再生医療等委員会：トラストワース特定認定再生医療等委員会

再生医療等委員会の所在地：東京都台東区浅草四丁目9番5号

担当部署連絡先：e-mail info@trustworthy-saisei.com

責任者の役職：委員会事務局 事務局長

審査事項：再生医療等提供計画及び添付資料一式を提出し、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」により定められた「再生医療等提供基準」に照らして審査を受けています。

17. その他の特記事項

本治療の安全性及び有効性の確保、患者様の健康状態の把握のため、本治療を受けた日から6か月後まで30日に1回定期的に通院いただき、疾病等の発生の有無、その他の健康状態について経過観察を行います。

定期的な通院が困難である場合は、電話連絡などにより経過観察をさせていただきますのでお申し付けください。

- ・ 本治療の実施にあたって、ヒトゲノム・遺伝子解析は行いません。
- ・ 本治療の実施にあたって、採取した細胞（脂肪組織）、製造した細胞加工物を今後別の治療、研究に用いることはありません。

同意書

医療法人京華会 CLINICA BellaForma

院長 佐藤 英明 殿

私は再生医療等（名称「自己脂肪由来幹細胞を用いた糖尿病の症状の改善治療」）を受けることについて以下の説明を受けました。

- 再生医療等の名称、厚生労働省への届出について
- 提供医療機関等に関する情報について
- 再生医療等の目的及び内容について
- 再生医療等に用いる細胞について
- 再生医療等を受けることによる利益（効果など）、不利益（危険など）について
- 再生医療等を受けることを拒否することができること
- 同意の撤回について
- 再生医療等を受けることの拒否、同意の撤回により、不利益な扱いを受けないこと
- 個人情報の保護について
- 細胞などの保管及び廃棄の方法について
- 苦情及びお問い合わせの体制について
- 費用について
- 他の治療法の有無、本治療法との比較について
- 健康被害に対する補償について
- 再生医療等の審査を行う認定再生医療等委員会の情報、審査事項について
- その他特記事項

上記の再生医療等の提供について私が説明をしました。

説明日 年 月 日

説明 担当医師

上記に関する説明を十分理解した上で、再生医療等の提供を受けることに同意します。
なお、この同意は治療を受けるまでの間であればいつでも撤回できることを確認しています。

同意日 年 月 日

ご署名

代諾者ご署名

（続柄 ）

